



山形県公報

令和4年9月20日(火)
第340号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県指定有形文化財の管理団体の指定……………(文化財活用課) ……909
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……910
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……911
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………912

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(産業技術短期大学校) ……同
- 同……………(同) ……913
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……918
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……923

正 誤

告 示

山形県告示第729号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第7条の2第1項の規定により、山形県指定有形文化財の管理団体として次のとおり指定する。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	管 理 団 体
建造物	天養寺観音堂	1棟	宗教法人 天養寺	西置賜郡飯豊町大字中字天養寺 1496番地	飯豊町

山形県告示第730号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
 - (1) 名 称 小国町漁業協同組合
 - (2) 住 所 西置賜郡小国町大字岩井沢836番地
- 2 漁業権の免許番号 内共第26号
- 3 変更の内容
 - 第8条第3項の表中

未就学の幼児	無料	を
小学生、中学生及び肢体不自由者	一般遊漁者の額の1／2に相当する額	

小学校就学の始期に達するまでの者、小学生、中学生及び肢体不自由者	無料	に
----------------------------------	----	---

改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
 - 令和4年9月20日

山形県告示第731号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
 - 鶴岡市高坂、青龍寺、民田、日枝、井岡及び番田地内
- 2 公共測量を実施する期間
 - 令和4年9月12日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類
 - 公共測量（基準点測量）

山形県告示第732号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
 - 西村山郡河北町大字岩木地内
- 2 公共測量を実施した期間
 - 令和3年9月1日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
 - 公共測量（確定測量）

山形県告示第733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営権現堂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営権現堂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
上山市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和4年9月28日から同年10月27日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年9月20日から同年10月4日まで縦覧に供する。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白石上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市永野字川原586番1から 同 高野字上河原163番1まで	旧	13.5メートル } 8.2	275メートル
同 上	新	23.6メートル } 14.4	同 上

山形県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年9月20日から同年10月4日まで縦覧に供する。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 白石上山線
- 2 供用開始の区間 上山市永野字川原586番1から
同 高野字上河原163番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月20日

公安委員会関係

規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

山形県公安委員会
委員長 吉田 眞一郎

山形県公安委員会規則第7号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区 分	警 察 官			計	その 他 職 員	合 計	備 考
	警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査				
警 察 本 部	62人	95人	506人	663人	216人	879人	警部補の総数は561人とし、 巡査部長の総数は580人とする。
警 察 署	28人	89人	1,233人	1,350人	121人	1,471人	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第3条の7第1項中「警護要則（昭和40年国家公安委員会規則第3号）第2条」を「警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年9月20日

山形県立産業技術短期大学校長 尾 形 健 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立産業技術短期大学校CAD・CAMシステム賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立産業技術短期大学校総務課 山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(643)8682

- 3 落札者を決定した日 令和4年3月31日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 12,276,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年2月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年9月20日

山形県立産業技術短期大学校長 尾 形 健 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立産業技術短期大学校日常設備管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立産業技術短期大学校総務課 山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(643)8682
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月31日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社山形ビルサービス 山形市大字志戸田550番地
- 5 落札金額 10,353,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年2月18日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を 超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を 超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を 超え 158,000円 以下の者		収入が 158,000円 を 超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を 超え 214,000円 以下の者
県営五十鈴アパ ート1号	山形市大野目二 丁目2-52	3K	平方メートル 51.2	1	一般用	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同	同	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700	
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700	
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,700	
同 南山形ア パート1号	同 南松原一 丁目9-5	3DK	63.1	4	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	
同 2号	同	同	63.1	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	
同 3号	同 9-6	同	64.8	1	同	23,400	27,000	30,800	34,800	39,700	45,900	
同 桜町アパー ト1号	同 桜町四丁 目12-16	同	63.9	1	同	21,300	24,600	28,100	31,700	36,200	41,800	
同	同	2LDK	57.1	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300	
同 2号	同 12-20	3DK	61.0	2	同	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	
同 深町アパー ト2号	同 深町一丁 目7-37	同	62.6	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900	
同 3号	同 7-27	同	62.6	2	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900	
同 4号	同 7-34	同	64.2	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	43,800	
同 きたまちア パート1号	同 桜町三丁 目2-15	2LDK	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600	

同 東山住宅	同 大字十文 字6106	同	70.9	1	特定目的用 (身障者用)	26,300	30,400	34,700	39,200	44,800	51,700	
同	同	2DK	61.5	1	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	单身可
果営土屋倉ア パート1号	上山市美咲町二 丁目3	3DK	51.8	1	一般用	12,400	14,300	16,400	18,500	21,100	24,400	
同 2号	同	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	单身可
同 鷲ヶ袋ア パート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	
同 2号	同 7-2	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	单身可
同	同	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	
同 長清水ア パート7号	同 長清水一 丁目10-17	同	70.1	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 日光アパー ト2号	天童市北久野本 四丁目14-2	同	62.9	1	同	21,600	25,000	28,600	32,200	36,800	42,500	
同 長岡アパー ト2号	同 中里一丁 目2-2	同	75.9	1	同	26,900	31,000	35,500	40,000	45,700	52,800	
同 交り江ア パート1号	同 交り江五 丁目10-1	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 2号	同 10-2	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	61.0	1	同	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	
同 2号	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,900	28,100	32,100	37,000	
同 2号	同 2-30	同	61.0	1	同	17,900	20,700	23,600	26,700	30,500	35,200	
同 天童駅南ア パート2号	同 田鶴町四 丁目18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	

同 天童南部ア パート3号	同 南町三丁 目18-3	3LDK	79.9	1	同	28,900	33,300	38,100	43,000	49,100	56,700	
同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	3DK	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	単身可
同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,700	44,600	単身可
同 2号	同	同	69.4	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	
同 南寒河江ア パート1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	
同 2号	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 谷地アパー ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 東根中央ア パート2号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 3号	同	同	62.6	3	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	36,900	
同 大石田アパ ート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 あけぼのア パート	同 丁 277-4	2LDK	70.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年10月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和4年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和4年12月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積			収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者		収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者
県営美原アパート1号	鶴岡市美原町18-1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分の家賃に相当する額
同 東部アパート3号	同 朝陽町6-6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同	同	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパート1号	同 北茅原町9	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	
同 3号	同	同	64.2	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500	
同 城南アパート1号	同 城南町9-34	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	
同	同	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	
同	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	
同	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	
同 末広アパート3号	同 末広町23-60	2LDK	69.3	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	
同	同	3DK	69.3	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	
同 川南アパート1号	同 酒田市若宮町二丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,100	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,300	17,600	20,200	22,800	26,000	30,000	

同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	单身可
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	同
同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	同
同 鳥海アパ ー ト1号	同	同 富士見町 三丁目2-118	69.2	2	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	单身可
同	同	同	69.2	1	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,500	45,600	
同 3号	同	同	67.0	1	同	22,600	26,100	29,800	33,600	38,400	44,300	
同 余目アパ ー ト	同	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	62.6	1	同	15,700	18,200	20,800	23,400	26,800	30,900	
同 遊佐アパ ー ト	同	同 鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	
同	同	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年10月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで。
ただし、郵送の場合は、令和4年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和4年12月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年9月20日

山形県知事 吉村美栄子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

指掌紋情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部刑事部刑事企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

3 落札者を決定した日 令和4年8月4日

4 落札者の名称及び所在地

NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号

5 落札金額 13,902,240円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和4年6月21日

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成17. 5. 13	第1641号	529	16	鉄砲	銃砲
同	同	532	11	その他の鉄砲	その他の銃砲
同	同	同	12	鉄砲の種別	銃砲の種別
同	同	同	18	鉄砲保管設備の	銃砲保管設備の

令和4年9月20日印刷
令和4年9月20日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県